



本年度も県内約2000組織で、多面的機能支払交付金を活用した農用地、水路をはじめとする地域ぐるみの活動が行われました。

県内大部分の組織が次期5年の対策に取り組んでいくわけですが、来年度には新たな加算措置の拡充や対象農地の見直しなどがあり、同時に申請書・報告様式の大幅な見直しが予定されています。

今号では、制度改正、それに伴う作業のお願い、研修会、「第11回ひょうご水土里のふるさとフォーラム」について記載しています。

contents

- P.2～3 第11回ひょうご水土里のふるさとフォーラム
- P.4～5 多面的機能支払交付金に係る研修会を開催しました！
- P.6～8 平成31年度 制度改正の概要



兵庫県多面的機能発揮推進協議会
ホームページ

<http://hyogo-nouchimizu.com/>



第11回ひょうご水土里のふるさとフォーラム ～持続的な活動体制づくり「活動組織の広域化」～

第11回目となる本年度は、農村の過疎化・高齢化による人材不足などの課題に対応するため、「持続的な活動体制づくり『活動組織の広域化』」をテーマに開催しました。初めての平日開催にもかかわらず、県内外から約500名の方にご参加いただきました。

オープニング

【とき】
平成30年12月18日(火)
【ところ】
兵庫県公館



淡路人形座による淡路人形浄瑠璃「戎舞」が上演されました。

淡路島では五穀豊穣を祈る神事として、農村の祭り等でよく披露されていた演目です。特に福の神・戎様の「農業・農村の担い手が育ち、元気なふるさとになることを願う」との発言の場面では、会場からは大きな拍手が送られていました。



セレモニー



井戸知事による主催者挨拶では、「農業の要は水利であり、防災面・自然と人とがふれあう余暇空間の面でも、水の管理を徹底しなくてはならない。また、ため池の緊急整備も計画的に進めていく。農業を基幹産業にし、御食国兵庫を確立していきたい。」といったお話がありました。



次に、平成29年度に特に優れた取り組みを実施した活動組織に対して「みどり豊かなふるさと大賞」(知事賞1組織、委員長賞4組織)の表彰が行われ、代表者に賞状と記念品が贈呈されました。

豊かなふるさとづくり推進委員会委員長である星野京都大学大学院教授からは、「各組織が地域の個性を生かしながら活動しており、『豊かなふるさとづくり』という一番大事な点を実践されている」と受賞地区を称える講評があり、今後のさらなる活動にエールが送られました。



事例発表

知事賞を受賞した行重農地・水・環境組織の神崎代表より、活動事例の発表がありました。

非農家を含めた地域ぐるみでの取組や、今後の展望についてお話ししたほか、農業法人(株)アグリ香寺を核とした集落営農や新規就農など地域を挙げての農業の活性化についてご紹介いただきました。



委員長賞	行重農地・水・環境組織(姫路市)
【豊かな農村環境づくり部門】	生野活動組織(神戸市)
【地域づくり部門】	柏原地域資源保全部会(猪名川町)
【環境創造型農業部門】	豊倉町資源保全隊(加西市)
【地域農業活性化部門】	地域農業活性化部門

基調講演「広域的な組織形成の意義と課題」



中央大学経済学部准教授 江川章氏による基調講演が行われました。

「近年、集落は小規模化・機能低下で危機を迎えており、乗り越えるには、連携と広域的な組織が必要。広域化によって広く人材を確保でき、地域資源の管理・利用が活発になる効果が見込める。」と提言。「それでも人材不足や収益確保などの課題は残るが、大きな意義のある取組を進めてほしい。」と持続的な活動に期待を込めて述べられました。



パネルディスカッション



「持続的な活動体制づくり『活動組織の広域化』」をテーマに、体制づくりや運営の工夫、営農展開等について先進的な取組を行っている県内外の組織を迎え、ラジオ関西 谷パーソナリティの進行により参加者と広域化に向けた意識を共有しました。

【コーディネーター】

京都大学大学院地球環境学堂教授

【コメンテーター】

中央大学経済学部准教授

【パネリスト】

高柳広域水土里会（養父市）

高柳広域水土里会（養父市）

コウノトリ育むらっぽう（豊岡市）

八木地区農地・水・環境保全向上対策協議会（南あわじ市）

若狭おばま農地環境保全広域協定（福井県小浜市）

若狭おばま農地環境保全広域協定（福井県小浜市）

【ナビゲーター】

ラジオ関西パーソナリティ

星野敏

江川章

上田力

矢野尾清佑

小島昭則

田村覚

竹中忠

大柳茂

谷五郎

（以上敬称略）

◎広域化されたきっかけや目的は。

上田氏 高柳地区で

は農家の高齢化などの危機感が背景にあり、各集落での事務処理も困難で後継者の育成も難しい。そこで、市主導で自治協議会単位で広域化を進めた。



谷氏

大柳氏 当組織も市からの働きかけが不可欠であった。集落ごとの個性があるので、

活動組織は現行のままで広域化を実現した。

◎事務局や運営体制の工夫、集落負担減は。

田村氏 八木地区では、市職員OB中心の事務局がほとんどの事務を担い、集落側は独自の簡易書式に手書きするだけとし、大幅に簡素化が図られている。

矢野尾氏 市が作成したシステムを利用している。各支部はそれに入力し本部に送る。明瞭で簡単なシステムを構築している。

◎非農家を巻き込んだ体制づくりは。

小島氏 若手会議のアイデアで地域に声をかけ、非農家も含めた25人の草刈り隊をつくった。若手はアルバイト感覚で参加してくれ、非農家への活動の広がりにもつながっている。

◎広域化による営農展開は。

竹中氏 当地区では、大規模営農法人が150ヘクタールを受託して米や大麦、野菜などを栽培している。この営農法人を地域で支えるため、担い手以外の農家や土地持ち非農家によるセンター登録制度を設け、様々な方が年間を通じて草刈りや営農作業を行っている。

◎最後にまとめを。

江川氏 広域化のきっかけとして、行政が問題意識を持って地域に働きかけてほしい。合意形成には時間をかけて話し合うことが大切。

星野氏 調整等大変であるが、ぜひ乗り越えてほしい。持続性を確保し、将来のビジョンを実現するための、未来への投資と考える。



多面的機能支払交付金に係る研修会を開催しました！

今年度は、県内5会場で、1会場当たり約200～300名程度の参加者で実施しました。

◎ 「活動組織広域化の概要」

本年度、県内では1700強の組織が活動5年目を迎えています。そのうち大部分の組織が次期5年間の活動を継続していくこととなります。人材不足、事務作業が煩雑等の問題で、新たなる5年間の活動に対して不安を抱いている組織も多く見受けられます。

その問題解決の一つの手段として、組織の広域化という方法が全国的な流れになっています。

今回の研修では「活動組織の広域化の概要」について、協議会事務局から30分程度の説明を行いました。



◎ 「地域の担い手の育て方」

～地域が元気であり続けるために私達にできること～

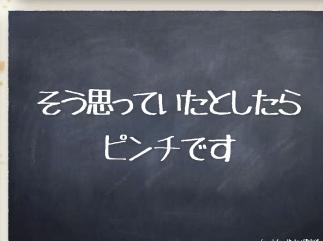
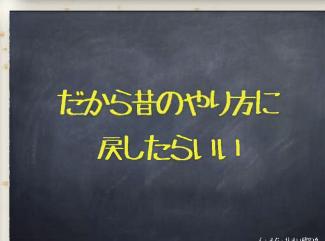
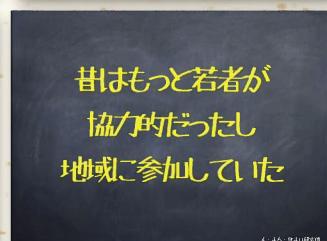
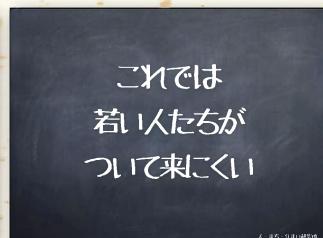
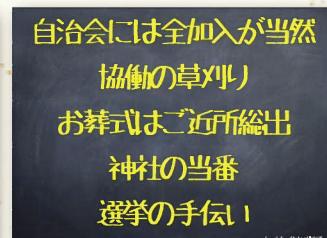
昨年度末のアンケートで要望が多かった地域リーダーの育成をテーマに（合）人・まち・住まい研究所の代表社員 浅見雅之 氏に講演を行っていただきました。

講演は、話し言葉で簡潔に書かれた400枚強のスライドを使って行われましたが、講演内容がほぼスライドだけでも理解できるようになっており、研修後のアンケートにおいても「わかりやすかった」と好評を博していました。

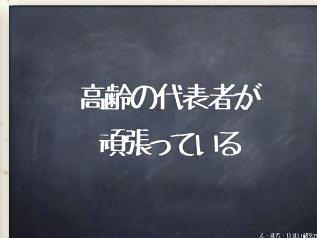
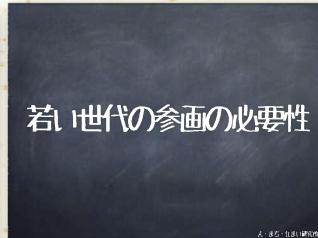
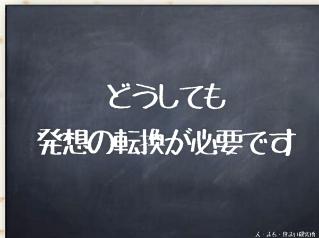
ここでは研修で利用されたスライドを用いて、一部を抜粋してご紹介します。

なお、このスライドの全部は兵庫県多面的機能発揮推進協議会のホームページ (<http://hyogo-nouchimizu.com/>) で、研修会「地域の担い手の育て方」の講演資料として公開しておりますので、興味を持たれた方はぜひご一読ください。

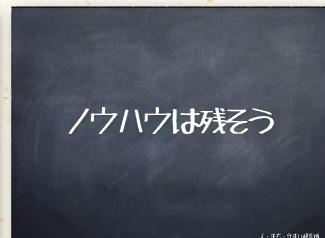
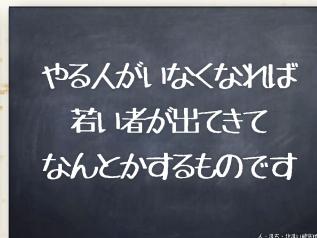
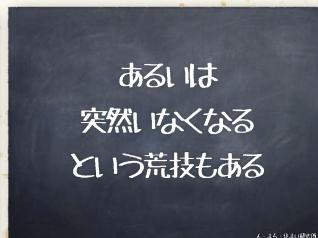
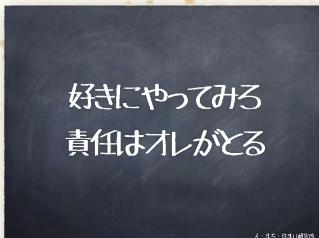
「地縁社会」、昔はこれだけでした。自治会には全加入が当然で、自治会の協同活動に参加するのはあたりまえのことでした。その後、人々の活動の範囲が広がって、いろいろな縁の社会を構成してそこで生活を始めました。多様な縁があることは大切なことです。しかし、人口減少に伴い社会が縮小している現代において、地域をまとめる組織がここにきて必要になってきました。そこで…



「人口減少」、右肩下がりがあたりまえで、この先何が起きるか不明な社会では、昔うまくいっていたやり方にこだわっていると、うまくいきません。



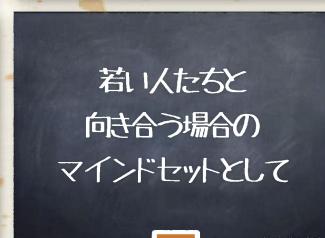
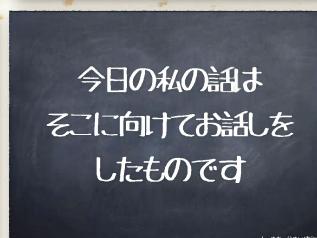
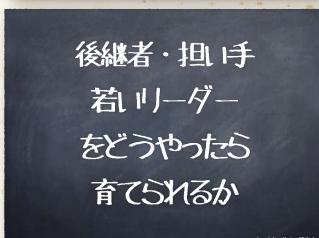
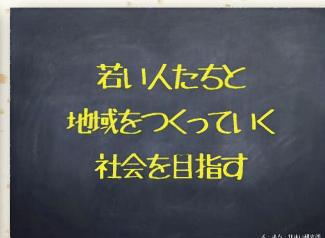
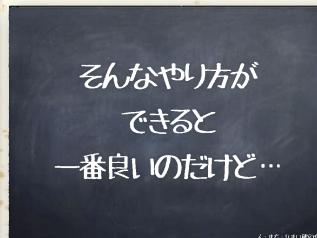
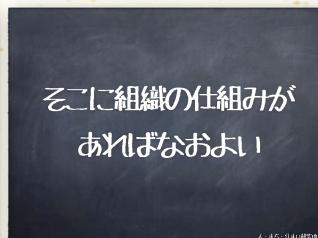
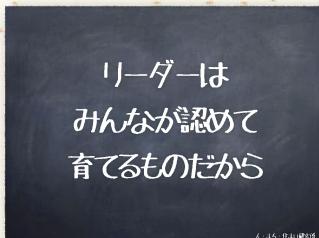
でもそのせいで、若い人が育ちません。高齢の先輩が頑張って20年とかになると、もう誰もあとを継げなくなります。「あんなふうにはできっこない」、こうなるとどうにもなりません。だからどこかの段階で・・・



個人的な能力でカバーしている組織は長続きしません。個人に頼るのでなく仕組みに頼るのが一番よいのです。誰が代表になってもそこそこ回るような仕組みが必要になってきます。

今の地域のリーダーの皆様には、今までのやり方が通用しない社会にあって、発想の転換を手伝ってくれる若い人たちの助けを得ることを覚えてほしいと思います。

地域のリーダーの話ですが、リーダーは努力してなれるような、そんなものじゃありません。それはなぜか・・・



浅見 雅之
合同会社人・まち・住まい研究所代表社員、
特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所事務局長。兵庫県内では、小規模集落の活性化・景観形成地区指定調査等に関わるほか、オールドニュータウン再生計画・建築協定の締結支援・まちづくり協議会運営支援などに係わる。



- ①知恵を借りる
今までのやり方では上手くいかない
新しいアイデアがどうしても必要
- ②一緒に考える
話を聞く・上手に聞く・なるほど
- ③預けて任せる
失敗してもOKな気持ちで任せる

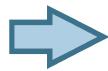
平成31年度制度改正の概要

平成31年度は以下の制度の改正が予定されています。簡単にご紹介します。

1. 交付金交付対象農用地が拡大されます

農振農用地以外の農用地※の対象交付金について、以下のとおりに見直されます。

現行：農地維持支払のみ



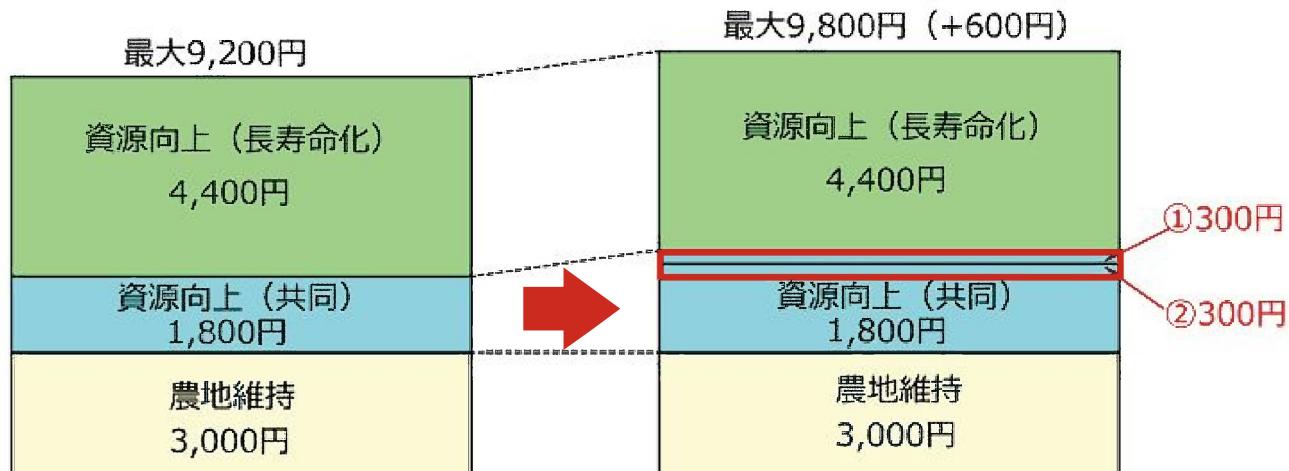
改正：農地維持支払
資源向上支払（共同）
資源向上支払（長寿命化）

※ため池協議会受益地、生産緑地、総合治水の雨水貯留、農振農用地の農地との一体的な保全などが対象になります。

ただし、農振農用地以外の農用地を交付金の対象とするかどうかは、市町の判断になりますので、ご注意ください。

2. 資源向上支払（共同）の加算措置が創設されます

（例）継続組織の3交付金のケース（田／10a）



① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（田／300円／10a）

資源向上支払（共同）において「多面的機能の増進を図る活動」（以下増進活動という）の取組数が加算対象の条件となります。

◎既に増進活動に取り組んでいる場合

直近の活動計画の取組数より1つ以上増加

◎増進活動に取り組んでいない場合

新たな活動計画で2つ以上の取組実施

加算対象となる例

- 直近の活動計画 取組数 0 → 新たな活動計画 取組数 2以上
- 直近の活動計画 取組数 1 → 新たな活動計画 取組数 2以上
- 直近の活動計画 取組数 2 → 新たな活動計画 取組数 3以上

【参考】多面的機能の増進を図る活動

- 遊休農地の有効活用
- 農地周りの環境改善の強化
- 地域住民による直営施工 ○防災・減災力の強化
- 農村環境保全活動の幅広い展開
- 医療・福祉との連携
- 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 地域資源を活用した都市農村交流（H31新規追加予定）

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援（田／300円／10a）

この措置は、新たな活動項目を設けるのではなく、ア～ウの3つの条件を全て満たす場合に加算対象となります。

ア：①多面的機能の更なる増進に取り組んだ上で

イ：構成員（人・団体）のうち非農業者等が4割以上を占め

ウ：構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年実施

加算対象となる例

ア： 増進活動の取組数 直近の活動計画1 → 新たな活動計画2

イ： 構成員

農業者 27人
農業団体 3団体

非農業者 36人
非農業団体 4団体

70人・団体

非農業者の参画割合
 $40/70 = 57\%$

ウ： 活動の参加人数：個人40人+団体30人=70人
構成員の総人数：個人45人+団体35人=80人 $=87\%$

★次期対策から農業者・非農業者に区分して人数把握が必要なため、実態を確認のうえ、構成員名簿の適切な見直しを行ってください。

【参考】農業者の定義

- ①農業者と同居する配偶者やその子供等は非農業者とする
- ②農作業委託していても一部作業が残るため農業者とする
利用権設定による賃借等の場合は非農業者（土地持ち非農家）とする
- ③集落営農のオペレーターや作業員は農業者とする
- ④協定農用地内で自給的な畑栽培のみでも収益物があれば農業者とする

3. 広域化した活動組織への支援が拡充されます

これまでには、広域活動組織の設立時に、一律40万円／組織を交付していました。

これからは広域活動組織の面積規模に応じた交付額とともに、5年間（活動期間）にわたって継続的に支援することとします。

（加算単価・区分）

※面積は全て農地維持支払の認定農用地面積です

区分	年間交付額	総額（5年間）
A：3集落以上または 50ha以上200ha未満	4万円／組織	20万円／組織
B：200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円／組織	40万円／組織
C：1,000ha以上	16万円／組織	80万円／組織

※5年目以降の継続は未定

4. 申請・報告書様式が簡素化されます

活動計画書
活動記録
金銭出納簿
実施状況報告書
その他

様式の大幅な見直しがあります。

例えば・・・

取組数については、従来162個あったものが統合、整理されて66個に減るなど一部簡素化。

見直しの内容（一例）

農地維持支払 - 地域資源の基礎的な保全活動

これまで		これから
活動項目	取組	取組
実践活動	水路の草刈り	〈7〉 水路の草刈り
	ポンプ場、調整施設等草刈り	
	水路の泥上げ	〈8〉 水路の泥上げ
	ポンプ取水施設等の泥上げ	
	かんがい期前の注油	〈9〉 水路付帯施設の保守管理
	ゲート類等の保守管理	
	遮光施設の適正管理	
		7個→3個に削減

資源向上支払（共同）-（1）施設の軽微な補修

これまで		これから
活動項目	取組	取組
実践活動	路肩・法面の初期補修	〈32〉 農道の軽微な補修等
	軌道等の運搬施設の維持補修	
	破損施設の補修	
	きめ細やかな雑草対策	
	付帯施設	
	側溝の目地詰め	
	側溝の不同沈下への早期対応	
		8個→1個に削減

次期制度に向けたお願い

① 構成員名簿の見直し

次期対策から農業者・非農業者に区分して人数把握が必要なため、実態を確認のうえ、適正な見直しを行いましょう。

※農業者の定義は7頁の中段の黄色囲みをご覧ください。

② 保全対象施設の位置づけ

漏れ落ちがないかを再点検し、防災対策の観点から区域内の「ため池」は規模にかかわらず、全てを対象化しましょう。

③ 地域農業の活性化

今後の集落の農業（営農）の姿など地域での話し合いを促進し、人・農地プランづくりにより担い手を明確化しましょう。

非農家の草刈り・泥上げなどの保全活動への参画を促進する仕組みづくり（例えば草刈隊など）の検討を始めましょう。